第６期鳴門市障がい福祉計画及び
第２期鳴門市障がい児福祉計画

鳴門市

令和3年(2021年)3月

はじめに

本市では、「障がいのある人もない人も、ともに、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、障がい福祉施策の基本的方向を定める「鳴門市障がい者計画」、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する「第５期鳴門市障がい福祉計画」及び障がいのある子どもへの発達支援、家族支援の充実等に関する「第１期鳴門市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉施策を講じてまいりました。

３計画のうち「第５期鳴門市障がい福祉計画」及び「第１期鳴門市障がい児福祉計画」が、この度最終年度を迎えることから、障がい福祉施策の一層の充実に向け、新たに「第６期鳴門市障がい福祉計画」及び「第２期鳴門市障がい児福祉計画」を策定しました。

障がい福祉を取り巻く状況は、障がいのある人やその保護者の高齢化、核家族化、障がいの重複による重度化等の課題があり、本人及び家族の生活の安定、さらには、社会参加の促進が必要と考えます。また、大規模災害や昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような事態が発生した際、障がいのある人やその家族が孤立しないよう地域全体で見守り、支援を行うことができるまちづくりが急務であると考えます。

こうした状況を踏まえ、本市では、乳幼児期から高齢期に至るまで継続した支援体制を構築することにより、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、各種施策をより積極的に推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、障がい者支援関係者をはじめ、熱心にご審議をいただきました鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和３年３月

鳴門市長　泉　　理　彦

目次

第１編 総　論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第１章　計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
１．策定の趣旨 ・・ ３
２．計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
（１）根拠法令 ・・ ３
（２）他の計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
３．計画の期間 ・・ ４
４．計画の対象 ・・ ４
５．法令・制度改正の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
６．国の政策動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
７．成年後見制度利用促進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
８．計画の策定に向けた体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（１）策定の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（２）計画対象者や関係者等の意見収集及びニーズの把握 ・・・・・・・・・・・ ８
（３）パブリックコメントの実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

第２章　障がい者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
１．市の人口と障がい者手帳所持者数の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
（１）人口・障がい者手帳所持者数の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
（２）身体障がい者手帳所持者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（３）療育手帳所持者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（４）精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（５）その他の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第２編　第６期鳴門市障がい福祉計画　・・・・・・・・・・・・　13

第１章　第５期鳴門市障がい福祉計画の達成状況　・・・・・　15
１．成果目標の達成状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（１）施設入所者の地域生活への移行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　・・・・・・・・・・　15
（３）地域生活支援拠点等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（４）福祉施設から一般就労への移行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
２．活動指標の達成状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（１）障がい福祉サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（２）地域生活支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

第２章　第６期鳴門市障がい福祉計画の基本目標　・・・・・　26

第３章　第６期鳴門市障がい福祉計画の成果目標　・・・・・　27
１．福祉施設の入所者の地域生活への移行　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　・・・・・・・・・・・・　28
３．地域生活支援拠点が有する機能の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
４．福祉施設から一般就労への移行等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
５．相談支援体制の充実・強化等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
６．障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築　32

第４章　サービス事業量の見込みと提供体制の確保策　・　33
１．サービスの種類　・・・　33
（１）障がい福祉サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
（２）地域生活支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
２．障がい福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策　・・・・・・・・・・　34
（１）訪問系サービス　・・・　34
（２）日中活動系サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
（３）居住系サービス　・・・　42
（４）相談支援　・・・　44

３．地域生活支援事業の事業量見込みと提供体制の確保策 ………… 46
（１）理解促進研修・啓発事業 ………………………… 46
（２）自発的活動支援事業 ………………………… 46
（３）相談支援事業 ………………………… 47
（４）成年後見制度 ………………………… 48
（５）意思疎通支援事業 ………………………… 50
（６）手話奉仕員養成研修事業 ………………………… 51
（７）日常生活用具給付等事業 ………………………… 51
（８）移動支援事業 ………………………… 53
（９）地域活動支援センター事業 ………………………… 54

第３編　第２期鳴門市障がい児福祉計画 ……… 55

第１章　第１期鳴門市障がい児福祉計画の達成状況 … 57
１．成果目標の達成状況 ………………………… 57
（１）児童発達支援センターの設置 ………………………… 57
（２）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ……………… 57
（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 ‥ 57
（４）医療的ケア児支援の協議の場の設置 ………………… 58
２．活動指標の達成状況 ………………………… 58

第２章　第２期鳴門市障がい児福祉計画の基本目標 ‥ 60

第３章　第２期鳴門市障がい児福祉計画の成果目標 ・ 61
１．児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実………… 61
２．主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ………………………… 61
３．医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ………………………… 62

第４章　サービス事業量の見込みと提供体制の確保策 ・ 63
１．障がい児への福祉サービスについて ………………… 63
２．障がい児通所支援 ………………………… 63
３．障がい児相談支援 ………………………… 66

第４編　計画推進に向けて　…………………… 67

第１章　計画の推進体制　…………………………… 69
１．地域福祉からの推進　………………………………… 69
２．円滑なサービスの実施　……………………………… 69
３．施策推進のための体制強化　………………………… 69
４．安心・安全なくらしの確保　………………………… 70

第２章　計画の適切な評価・見直し　………………… 71

資料編　……………………………………………… 73
１．市内の障がい者支援施設・事業所等　……………… 75
（１）障がい福祉サービス（訪問系）　………………… 75
（２）障がい福祉サービス（居住系・日中活動系）　… 76
（３）相談支援　………………………………………… 77
（４）障がい児通所支援　……………………………… 77
（５）圏域内において対応するサービス　…………… 78
２．策定・評価委員会運営要綱　………………………… 80
３．策定・評価委員会委員名簿　………………………… 81

「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、「障害」及び「障がい」の表記について、以下のとおりとします。

○ 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。

○ 本計画の名称について、「第６期鳴門市障がい福祉計画」及び「第２期鳴門市障がい児福祉計画」と表記します。

○ 現行計画について、本計画内においては、「鳴門市障がい者計画」「第５期鳴門市障がい福祉計画」及び「第１期鳴門市障がい児福祉計画」と表記します。

○ 「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「法令や他計画の引用」、「組織名」などについてはそのまま表記します。

第１編

総　論

第１章　計画の策定にあたって

１．策定の趣旨

本市の障がい福祉に関する施策・事業は、国の第４次障害者基本計画に掲げる「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、『障がいのある人もない人も、ともに、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり』を基本理念とした「鳴門市障がい者計画」「第５期鳴門市障がい福祉計画」及び「第１期鳴門市障がい児福祉計画」(いずれも平成30年３月策定)に基づき進めています。

これら諸計画のうち、第５期鳴門市障がい福祉計画及び第１期鳴門市障がい児福祉計画は令和２年度末に３カ年の計画期間が終了することから、障がい者施策の動向や「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」といいます。）等を踏まえた次期計画を策定します。

策定にあたっては、障がい者等の生活実態、福祉サービスや関連施策に対するニーズ、あるいは障がい者等の総合的な自立支援システム構築に向けたサービス提供基盤の状況等を十分把握した上で策定を進めます。

２．計画の位置づけ

（１）根拠法令

第６期鳴門市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

第２期鳴門市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

（２）他の計画との関係

市政における２計画の位置づけは、本市のまちづくりの最上位計画である「第六次鳴門市総合計画（計画期間：平成24年度～令和３年度)」の個別（分野）計画の一つです。

■国・県計画との関連■

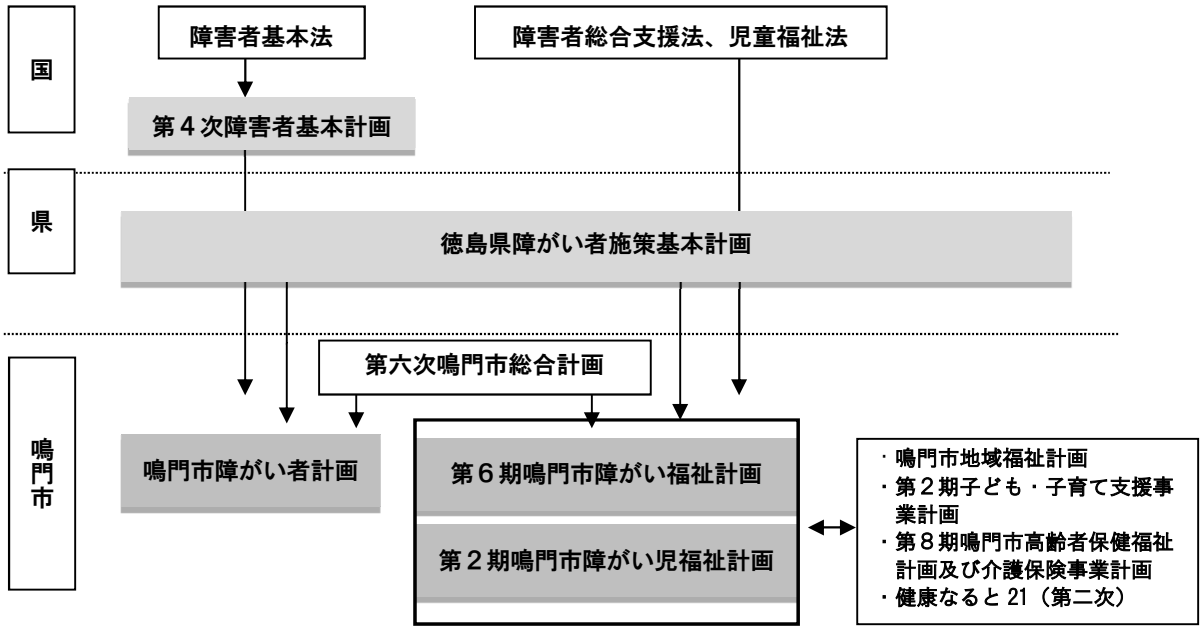

３．計画の期間

第６期鳴門市障がい福祉計画及び第２期鳴門市障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和３年度から令和５年度までの３カ年を計画期間とします。

年　度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
障がい者計画	第２次						第３次					
障がい福祉計画	第３期			第４期			第５期			第６期		
障がい児福祉計画							第１期			第２期		

４．計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能に障がいのある方で、障がい及び社会的障壁（障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

具体的には、障がい者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障がい（自閉症スペクトラム、学習障がい等）、高次脳機能障がいの方などです。

５．法令・制度改正の動向

わが国の障がい者関連法制度は、平成５年の障害者基本法施行を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、平成１８年の障害者自立支援法により、福祉サービスが飛躍的に普及しました。近年は、平成３０年に障害者総合支援法が改正され、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスである自立生活援助や就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスである就労定着支援が創設されるなど、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう支援の一層の充実が図られています。

近年の法制度整備の状況

時　期 （年 度）	項　目	備　考
平成 24 年 （2012）	障がい児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者虐待防止法施行	市町村障がい者虐待防止センターの設置義務化等など
平成 25 年 （2013）	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法など、関連法を整備
	障害者優先調達推進法施行	障がい者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成 28 年 （2016）	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定（公共機関は義務、民間は努力義務）
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	障害者総合支援法・児童福祉法一部改正	障がい児福祉計画策定など障がい児支援の一層の強化をめざす
	改正発達障害者支援法施行	発達障がい者への一層の支援強化をめざす
平成 30 年 （2018）	障害者総合支援法一部改正	自立生活援助の創設
		就労定着支援の創設
		重度訪問介護の訪問先の拡大
		高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

６．国の政策動向

平成30年３月に「第４次障害者基本計画」が閣議決定され、5年間における障がい者福祉のあり方が示されています。この計画では、基本理念として、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援を掲げています。

障がい者本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっています。これは平成26年に批准された障害者権利条約との整合性を確保する意味も有しており、市町村レベルにおいても、これまで以上に障がい者の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

■第４次障害者基本計画の概要■

１．基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

２．基本的方向

①2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
④着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

３．各論の主な内容

①安全・安心な生活環境の整備
②情報アクセスビリティの向上及び意思疎通支援の充実
③防災、防犯等の推進
④差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
⑤自立した生活の支援・意思決定支援の推進
⑥保健・医療の推進
⑦行政等における配慮の充実
⑧雇用・就業、経済的自立の支援
⑨教育の振興
⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
⑪国際社会での協力・連携の推進

また、国では、市町村第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の策定に対して国の基本指針を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

■国の基本指針（抜粋）■

〔障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念〕

１．障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
２．市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
３．入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
４．地域共生社会の実現に向けた取組
５．障害児の健やかな育成のための発達支援
６．障害福祉人材の確保
７．障害者の社会参加を支える取組

〔障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方〕

１．全国で必要とされる訪問系サービスの保障
２．希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
３．グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
４．福祉施設から一般就労への移行等の推進
５．強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
６．依存症対策の推進

〔障害福祉計画・障害児福祉計画がめざす目的〕

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和３年度から令和５年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

７．成年後見制度利用促進計画

障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う重要な手段の一つである成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠です。このことから、平成28年５月に施行された成年後見制度利用促進法において、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（基本計画）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされました。

また、平成29年３月に閣議決定された国の基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。

本市では、この市町村計画を鳴門市地域福祉計画、第８期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、並びに本計画の３計画にその内容を盛り込み一体的に策定します。また、本計画の策定にあたり、第８期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画における成年後見制度利用促進に係る内容と整合性を図ります。

８．計画の策定に向けた体制

（１）策定の体制

本計画の策定にあたっては、有識者、関係者、公募によって選ばれた市民で構成される「鳴門市障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画策定・評価委員会」によって、関係者や市民からの意見の総意を反映しました。

（２）計画対象者や関係者等の意見収集及びニーズの把握

本計画の策定にあたっては、障がい福祉事業者及び当事者団体の課題・意見を把握するため、次の調査を行いました。

【関係団体・事業所等ヒアリング等調査】

実施時期	令和２月８月～１０月
実施方法	アンケート調査票郵送配布・回収及びヒアリングの実施
対象者	本市で活動する当事者団体　４団体、事業者　４３事業所

（３）パブリックコメントの実施

計画の内容について市民からの幅広い意見を考慮して最終的に意見決定を行うために「鳴門市パブリックコメント手続実施要綱」に基づく意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第２章　障がい者数の推移

１．市の人口と障がい者手帳所持者数の動向

（１）人口・障がい者手帳所持者数の動向

平成28年度から令和元年度の間で、鳴門市の人口は大きく減少しており、身体障がい者手帳所持者数もあわせて減少しています。一方で、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者数並びに自立支援医療（精神通院）の利用者数は、大きく増加しています。

■人口・障がい者手帳所持者数の推移■

区　分(年齢)		H28 年度	R 元年度
人口	0 ～ 18	8,629	7,834
	19～64	31,295	29,223
	65 歳以上	19,075	19,483
	総人口	58,999	56,540

※　各年度３月末日現在の数値（年齢も同じ）

		H28 年度	R 元年度
障がい者手帳所持者数	身体障がい者手帳（0～18 歳）	31	30
	身体障がい者手帳（19 歳～）	2,485	2,385
	合計	2,516	2,415
	療育手帳（0～18 歳）	107	103
	療育手帳（19 歳～）	425	474
	合計	532	577
	精神障がい者保健福祉手帳	424	511
	三障がい合計	3,472	3,503
自立支援医療(精神通院）利用者数		785	913

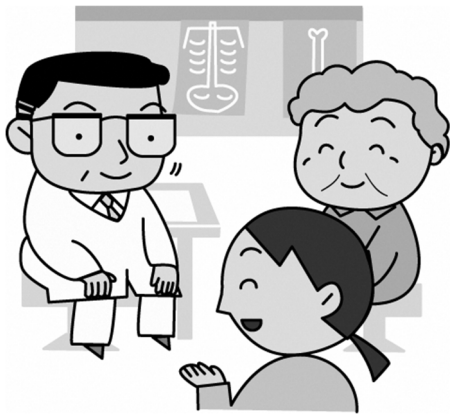

（２）身体障がい者手帳所持者の状況

①等級別

身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあります。令和元年度末（３月末日現在、以下本章において同じです。）では2,415人で、年々減少しています。

等級別では、１級が832人でもっとも多く、全体の34.5%を占めています。ついで４級の579人となっています。

■身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移■

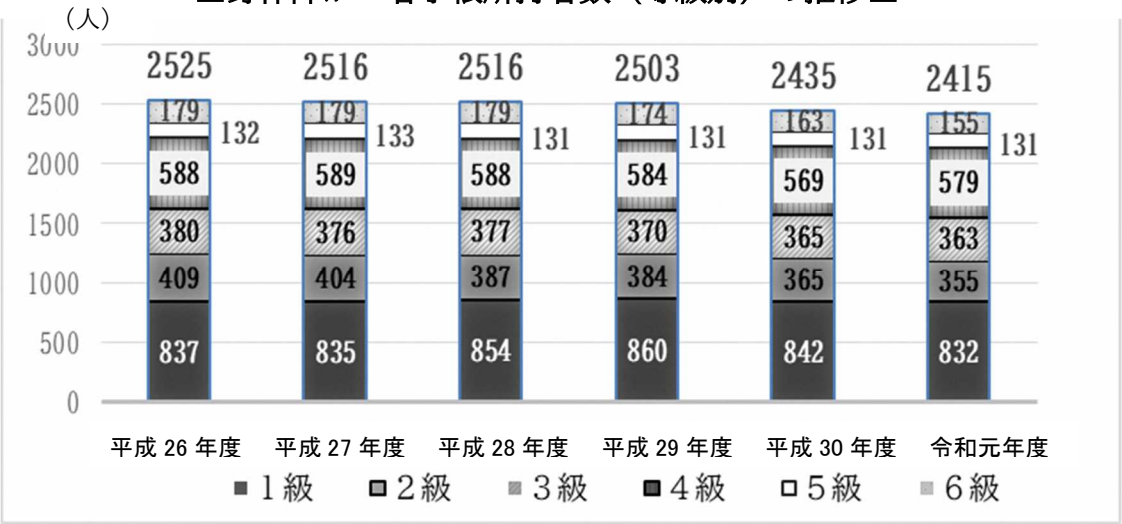

②障がい種類別

障がい種別では、令和元年度末で、肢体不自由が1,156人でもっとも多く、全体の47.9%と半分近くを占めています、

ついで、内部障がいが780人となっており、内部障がいについては増加傾向にあります。

■身体障がい者手帳所持者数（種類別）の推移■

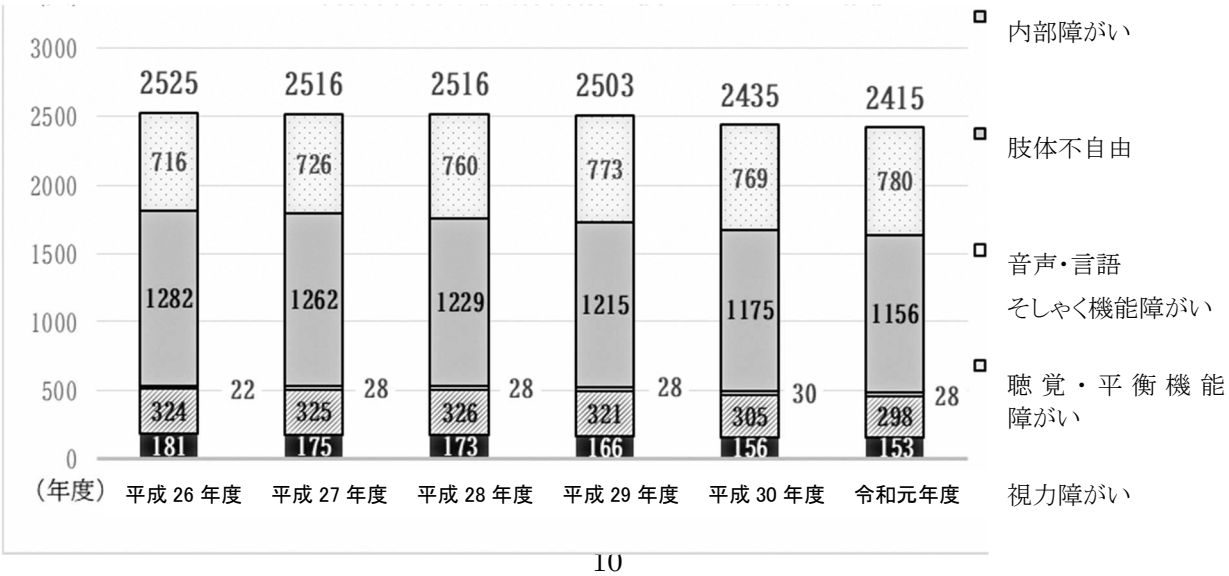

（３）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。令和元年度末で577人であり、年々増加しています。等級別では、「Ｂ２」判定が令和元年度末で178人でもっとも多く、全体の30.8%を占めています。ついで、「Ａ２」判定の160人となっています。

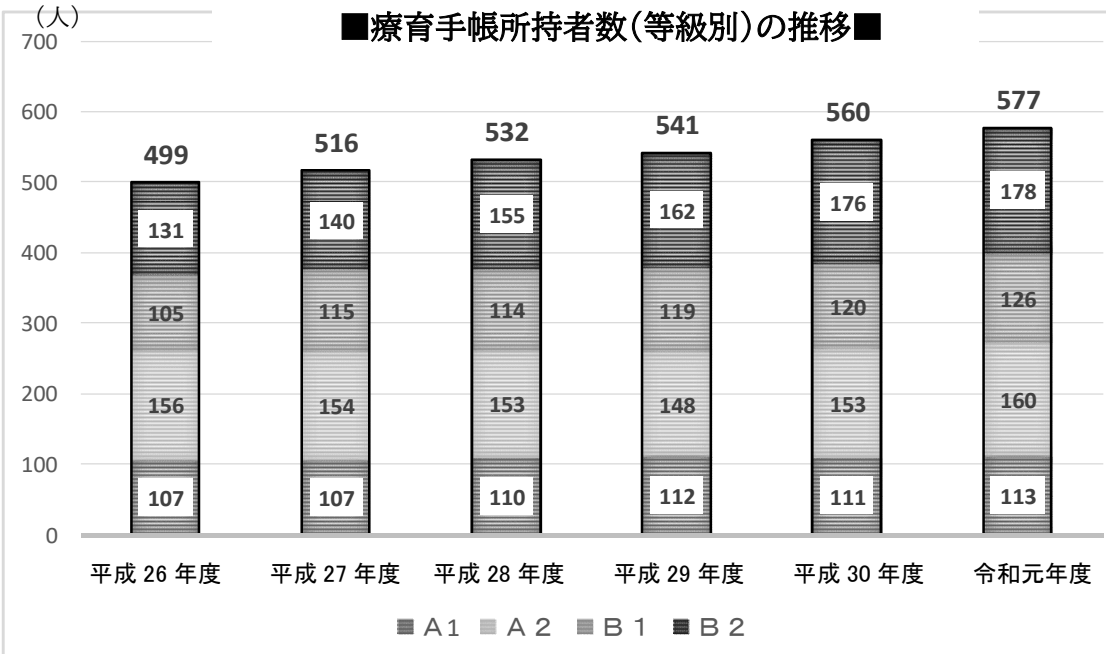

（４）精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。令和元年度末において511人であり、年々増加しています。等級別では、２級が令和元年度末において259人でもっとも多く、全体の50.7%と半数を占めています。ついで、３級の171人となっています。

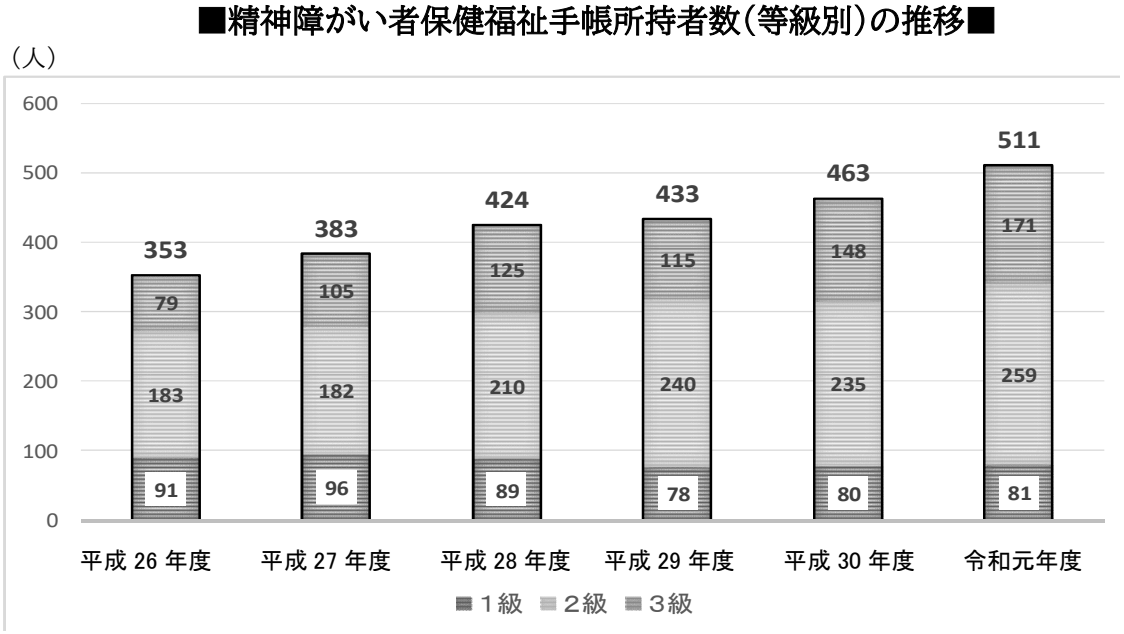

（５）その他の状況

自立支援医療（精神通院）の利用者は年々増加しており、令和元年度末の913人のうち512人、全体の56.1％は「手帳非所持者」が占めています。

指定難病医療費助成制度対象者数は、令和元年度末で544人であり、増加しています。

小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は、令和元年度末で43人となっています。

■自立支援医療（精神通院）の利用の推移■

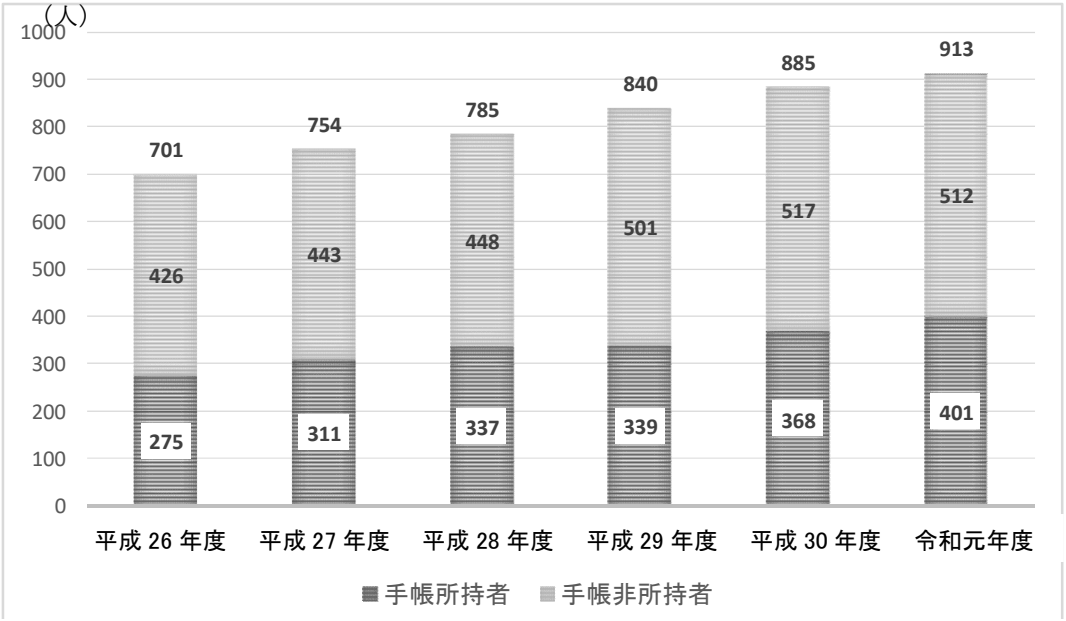

■指定難病医療費助成制度対象者数■

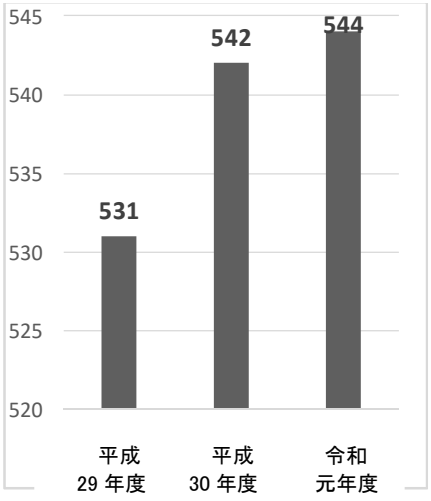

■小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数■

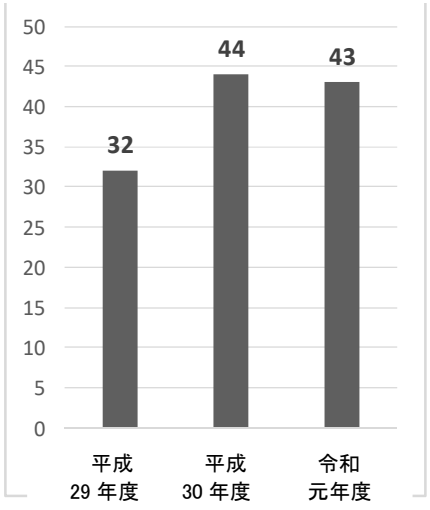

第２編

第６期鳴門市障がい福祉計画

第１章　第５期鳴門市障がい福祉計画の達成状況

第５期鳴門市障がい福祉計画で設定した成果目標と活動指標の達成状況は次のとおりです。

１．成果目標の達成状況

成果目標の達成状況は次のとおりです。（令和２年度実績は、９月末の実績です。）

（１）施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」については、平成28年度末を基点に令和２年度末に施設入所者数２人の削減と入所から地域生活に移行した人数９人（累積）を目標としましたが、達成は難しい状況です。

■「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標の達成状況■

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
年度末時点利用者数の目標		99	98	96	94
年度末時点利用者数の実績	96	97	96	100	99
平成 28 年度実績との比較（削減数）		△1	0	△4	△3
地域生活移行者数（累計）	0	0	1	1	1

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目標に掲げており、精神障がい者や施設入所者の地域生活への支援について、精神保健福祉士や相談支援、支援提供事業所スタッフなどが協議する「鳴門市地域自立支援協議会地域移行支援部会」において、地域移行支援に係る課題やニーズの洗い出しや研修会等の企画を行いました。

（３）地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことであり、第５期計画中に整備する目標を掲げました。

本市では、令和２年１１月に基幹相談支援センターを設置し、相談支援を中心に障がい福祉サービス等のネットワーク化を図ることにより、地域生活支援拠点の機能を面的に整備する方向で取組を進めています。

（４）福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、本市では令和２年度における目標を次のとおり設定しました。

○「年間一般就労移行者数」の目標　11人

○「就労移行支援事業利用者数」の目標　27人

○「就労移行率３割以上を達成する事業所」　３事業所中２事業所

○「就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率」　80%以上

次表のとおり、令和２年度実績見込みと目標値を比較すると、一般就労移行者数、就労移行支援事業利用者数及び就労移行率3割以上の事業所数は目標値を下回る見込みとなっています。

一般就労移行者数及び就労移行率3割以上の事業所数の目標未達成は、令和元年度後半から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各事業所において一般就労に向けた活動が十分に行うことができていないことが大きな要因と考えられます。

一方で、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率については、目標を達成する見込みです。

また、令和２年度において、新たに就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業所及び就労継続支援Ｂ型事業所が１か所ずつ開所しており、今後、就労支援サービスの利用増加が予想されます。

■「福祉施設から一般就労への移行」の成果目標（実績）■

	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和２年度 実績見込 ／目標
年間一般就労移行者（※）	7	8	8	11	2／11
就労移行支援事業利用者数	22	25	25	25	15／27
就労移行率３割以上の市内事業所数	2	2	2	2	0／2
市内就労移行支援事業所数	3	3	3	3	4
就労定着支援事業による支援開始１年後の職場定着率				100%	100% ／80%

※ 表中の人数は、市内に所在する事業所全体の数字を計上しています。

２．活動指標の達成状況

活動指標の達成状況は次のとおりです。（令和２年度実績は、９月末の実績です。なお、実績／見込み量については、実績が9月末までのため記載していません。）

（１）障がい福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービスでは、利用実人数について見込み量を上回っていますが、１月あたりの利用延時間については見込み量を下回っています。これは、比較的軽度の障がい者の居宅介護の利用が想定よりも増加したことに起因するものと考えられます。一方で、在宅で生活する重度障がい者に対応する訪問系サービスである重度訪問介護については、提供可能な事業所が非常に少ないことから利用は限定的となっています。喫緊の課題として、重度障がい者が安心して地域で生活ができるよう、安定した訪問系サービスの提供体制の維持向上が求められます。

		（１月あたり）	第４期計画	第５期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
居宅介護	利用実人数	見込み量	135	117	119	122
重度訪問介護		実績	138	123	129	121
同行援護		実績／見込み量	102.2%	105.1%	108.4%	－
行動援護	利用延時間	見込み量	2,447	2,267	2,299	2,343
重度障がい者等包括支援		実績	2,181	2,124	2,177	2,071
		実績／見込み量	89.1%	93.7%	94.7%	－

②日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、特に就労定着支援の利用の増加が顕著に表れています。本市においては、「鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会」において、障がい者や支援者を対象とした就職セミナーを開催するなど、就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援）を利用する人が一般就労につながるための環境づくりを進めており、これが結果につながったものと考えます。

今後も引き続き、就労系サービス利用者の一般就労への移行が進むよう、個々のサービスの質の向上を図ることはもちろん、意欲のある障がい者が就労継続支援Ｂ型利用から、就労継続支援Ａ型や就労移行支援へ、さらに一般就労へと着実にステップアップできる体制づくりが求められます。

（１月あたり）			第４期計画	第５期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
生活介護	利用実人数	見込み量	165	168	171	174
		実績	160	160	159	155
		実績／見込み量	97.0%	95.2%	93.0%	－
	利用延日数	見込み量	2,936	3,089	3,145	3,200
		実績	2,982	2,984	3,013	2,995
		実績／見込み量	101.6%	96.6%	95.8%	－
療養介護	利用実人数	見込み量	19	22	22	22
		実績	22	21	21	21
		実績／見込み量	115.8%	95.5%	95.5%	－
短期入所（福祉型）	利用実人数	見込み量	15	22	24	26
		実績	24	23	27	15
		実績／見込み量	160.0%	104.5%	112.5%	－
	利用延日数	見込み量	20	32	35	38
		実績	38	58	42	35
		実績／見込み量	190.0%	181.3%	120.0%	－

		（1月あたり）	第4期計画	第5期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
短期入所（医療型）	利用実人数	見込み量	2	2	2	2
		実績	3	4	3	2
		実績／見込み量	150.0%	200.0%	150.0%	―
	利用延日数	見込み量	5	8	8	8
		実績	9	14	13	4
		実績／見込み量	180.0%	175.0%	162.5%	―
自立訓練（機能訓練）	利用実人数	見込み量	0	1	1	1
		実績	2	1	0	1
		実績／見込み量	―	100.0%	0.0%	―
	利用延日数	見込み量	0	22	22	22
		実績	33	4	0	22
		実績／見込み量	―	18.2%	0.0%	―
自立訓練（生活訓練）	利用実人数	見込み量	21	18	18	18
		実績	18	17	15	10
		実績／見込み量	85.7%	94.4%	83.3%	―
	利用延日数	見込み量	350	315	315	315
		実績	455	426	329	229
		実績／見込み量	130.0%	135.2%	104.4%	―

		（1月あたり）	第４期計画	第５期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
就労移行支援	利用実人数	見込み量	30	22	25	27
		実績	25	25	25	15
		実績／見込み量	83.3%	113.6%	100.0%	―
	利用延日数	見込み量	331	275	313	338
		実績	238	300	152	163
		実績／見込み量	71.9%	109.1%	48.6%	―
就労継続支援 Ａ型	利用実人数	見込み量	32	48	49	50
		実績	41	45	40	40
		実績／見込み量	128.1%	93.8%	81.6%	―
	利用延日数	見込み量	361	712	726	741
		実績	722	659	658	657
		実績／見込み量	200.0%	92.6%	90.6%	―
就労継続支援 Ｂ型	利用実人数	見込み量	91	133	135	136
		実績	138	139	136	131
		実績／見込み量	151.6%	104.5%	100.7%	―
	利用延日数	見込み量	1,242	1,733	1,759	1,772
		実績	1,808	1,792	1,779	1,879
		実績／見込み量	145.6%	103.4%	101.1%	―
就労定着支援	利用実人数	見込み量	―	2	2	2
		実績	0	6	13	12
		実績／見込み量	―	300.0%	650.0%	―

③居住系サービス

居住系サービスでは、施設入所支援利用者について、地域への移行等により減少を見込んでいましたが、実際は増加しています。これは、家族の高齢化等によって在宅での生活が困難となり、施設に入所することとなった人が想定より多かったことが要因として挙げられます。

施設、精神科病院等からの地域移行や親亡き後を見越し、受け皿となる居住系サービスへと支援を円滑に引き継げるよう、地域全体での連携体制の強化が求められます。

			第４期計画	第５期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
自立生活援助	利用実人数（１月あたり）	見込み量	－	1	1	1
		実績	0	0	2	0
		実績／見込み量	－	0.0%	200.0%	－
共同生活援助	利用実人数（各年度末現在）	見込み量	47	49	52	54
		実績	54	52	55	54
		実績／見込み量	114.9%	106.1%	105.8%	－
施設入所支援	利用実人数（各年度末現在）	見込み量	89	98	96	94
		実績	97	99	101	99
		実績／見込み量	109.0%	101.0%	105.2%	－

④相談支援

相談支援では、地域移行支援・地域定着支援において見込み量を下回っています。サービス利用の前段となる対象者の選定が困難であることが利用の伸び悩みの要因であると考えます。一方で、精神科病院等において独自の退院支援が行われていることで、長期入院患者の退院促進に一定の成果は見られるものの、再入院となる事例も多く見られます。

本市においては、「鳴門市地域自立支援協議会地域移行支援部会」の活動等を通して、長期入院患者の退院への意欲の向上を図るとともに、医療関係者等との連携を強化し、サービスの利用につなげ、地域移行・地域定着を進めることが求められます。

		（１月あたり）	第４期計画	第５期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
計画相談支援	利用実人数	見込み量	40	36	38	40
		実績	40	41	41	43
		実績／見込み量	100.0%	113.9%	107.9%	－
地域移行支援	利用実人数	見込み量	3	3	3	3
		実績	4	2	0	1
		実績／見込み量	133.3%	66.7%	0.0%	－
地域定着支援	利用実人数	見込み量	1	3	3	3
		実績	3	1	0	0
		実績／見込み量	300.0%	33.3%	0.0%	－

（２）地域生活支援事業

地域生活支援事業では、令和２年１１月、基幹相談支援センターを設置し、障がい者等やその家族などからの相談に対応するとともに、地域の相談支援体制の強化や権利擁護支援などを行っています。

また、鳴門市社会福祉協議会が令和３年度より法人後見事業を開始するにあたり、担当者間での定期的な協議の場を設け連携を図っています。

地域生活支援事業については、引き続き現行事業を維持することにより、相談支援の強化や障がい者の社会参加の機会を維持できるものと考えます。

			第４期計画	第５期計画		
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有
		実績	有	有	無※１	－
自発的活動支援事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有

※１　令和元年度は、実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

				第４期計画	第５期計画		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業（一般相談）	実施箇所数	見込み	３	３	３	３
			実績	３	３	３	３
	基幹相談支援センター	設置の有無	見込み	無	無	無	有
			実績	無	無	無	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有
			実績	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有
			実績	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業※２	利用者数	見込み	３	４	４	４
			実績	２	３	３	－
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込み	有	無	無	有
			実績	無	無	無	無※３
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	利用件数	見込み	23	30	30	30
			実績	34	27	34	－
	手話通訳者設置事業	設置者数	見込み	１	１	１	１
			実績	１	１	１	１
	代読・代筆者派遣事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有
			実績	有	有	有	有
手話奉仕員養成研修事業※４		修了者数	見込み	15	－	10	－
			実績	６	－	５	－

※２　後見人等に対する報酬助成を行った件数

※３　令和３年度より、鳴門市社会福祉協議会において法人後見実施予定であり、立ち上げに向けて、継続して協議を行いました。

※４　手話奉仕員養成研修事業は、国の養成カリキュラムに基づき2年間で研修を行うため、奇数年度に修了します。

				第４期計画	第５期計画		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
日常生活用具給付等事業	合計　給付件数		見込み	1,315	1,445	1,462	1,478
			実績	1,418	1,493	1,579	－
			実績/見込み	107.8%	103.3%	108.0%	―
	介護・訓練支援用具	給付件数	見込み	5	5	5	5
			実績	4	1	2	－
	自立生活支援用具	給付件数	見込み	8	8	8	8
			実績	7	9	10	－
	在宅療養等支援用具	給付件数	見込み	5	4	4	4
			実績	9	6	13	－
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	見込み	12	17	17	17
			実績	11	15	10	－
	排泄管理支援用具	給付件数	見込み	1,281	1,408	1,425	1,441
			実績	1,387	1,461	1,543	－
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	見込み	4	3	3	3
			実績	0	1	1	－
	人工内耳用電池	実施の有無	実績	有	有	有	有
	人工内耳用音声信号処理装置		実績	有	有	有	有

				第４期計画	第５期計画		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
移動支援事業	個別支援型	年間利用実人数	見込み	23	32	34	36
			実績	30	34	34	－
			実績/見込み	130.4%	106.3%	100.0%	－
		延利用時間	見込み	1,725	2,167	2,312	2,448
			実績	2,396	2,366	2,663	－
			実績/見込み	138.9%	109.2%	115.2%	－
	車両移送型	利用者数	見込み	20	20	21	22
			実績	14	15	15	－
			実績/見込み	70.0%	75.0%	71.4%	－
		延利用時間	見込み	940	1,328	1,394	1,461
			実績	802	880	890	－
			実績/見込み	85.3%	66.3%	63.8%	－
地域活動支援センター事業		実施箇所数	見込み	3	3	3	3
			実績	3	3	3	3
		利用者数	見込み	130	95	100	105
			実績	91	92	90	－

その他の地域生活支援事業として次の事業を実施しています。

- 福祉ホームの運営
- 訪問入浴サービス
- 生活訓練等
- 日中一時支援
- 更生訓練費給付
- レクリエーション活動等支援
- 点字・声の広報等発行
- 自動車運転免許取得・改造助成
- 障がい者虐待防止対策支援事業

第２章　第６期鳴門市障がい福祉計画の基本目標

現行の鳴門市障がい者計画の基本理念等を踏まえつつ、国の基本指針に基づき、次のように基本目標を設定します。

◆ 共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、障がい者の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

◆ 障がい者が、障がい種別に関係なく、誰もが等しく、地域で障がい福祉サービス等が受けられる提供体制の確保に努めます。

◆ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応するため、地域生活支援の拠点づくり等、安心して地域生活が送れる障がい福祉サービス等の充実に努めます。

◆ 全ての人が互いに支えあい、尊重しあえる地域共生社会の実現に向け、手話に対する理解促進や手話の普及等の取組を通して、意思疎通支援事業等、地域住民とのコミュニケーションが図れる体制づくりを進めます。

◆ 障がい者の様々な障がい福祉に関するニーズに対応していくため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化や障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。

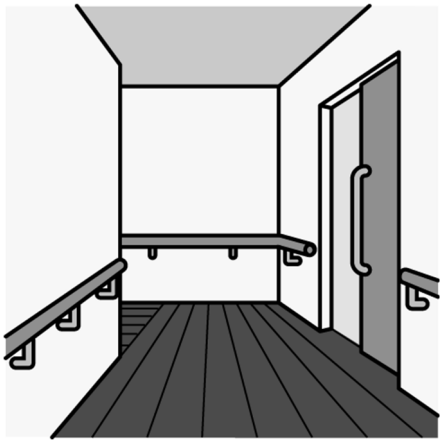

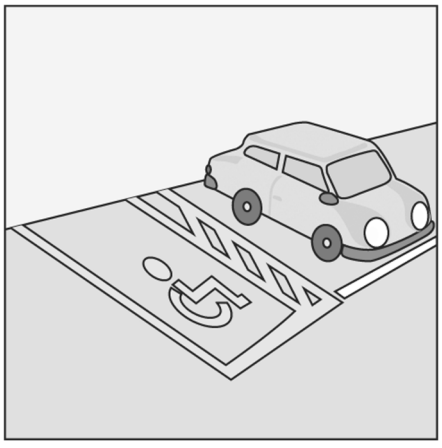

第３章　第６期鳴門市障がい福祉計画の成果目標

第6期計画の計画終了年度である令和5年度に向けて次の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

１．福祉施設の入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」について、国は、「令和元年度末に入所している障がい者の６％以上が地域生活へ移行すること」と、「施設入所者数を令和元年度末から1.6％以上削減すること」を目標に掲げています。

本市では、この国の目標に基づき、入所から地域生活に移行した人数の目標を７人、入所者数の削減目標を６人と設定します。

施設入所者の地域生活への移行の推進にあたっては、「鳴門市地域自立支援協議会」において、課題の共有や関係者間の連携強化を図るとともに、受け皿となる共同生活援助（グループホーム）等の基盤整備についても県と協力し、サービスの確保に努めます。

項　　目	数　値	設定の考え方
基準値 （施設入所者数）	101 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数	95 人	令和５年度末時点の施設入所者数
目標値 （地域生活移行者数）	７人 6.93%	基準値（施設入所者数）のうち、令和５年度末までに施設入所から共同生活援助などへ地域移行した者の数。割合については、地域生活移行者数を基準値で除した値。国指針を勘案しつつ、県試算に沿って設定。
目標値 （削減見込み）	△6 人 5.94%	令和５年度末段階での削減人数及び削減割合。 削減見込み数を基準値で除した値。

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は、精神科病院からの退院後の地域における平均生活日数の向上、精神病床に1年以上入院する患者数の削減、退院率の向上を目標に掲げています。

本市では、精神科病院に入院している人が安心して地域移行できる支援体制を構築するとともに、退院後に安定して地域で生活できるよう必要なサービスの提供体制を維持します。

また、精神障がい者の地域生活への支援について、精神保健福祉士や相談支援、支援提供事業所スタッフなどが協議する「鳴門市地域自立支援協議会地域移行支援部会」を設置しており、協議を深める中で、地域課題の共有を図り、個別の支援を通じて連携体制を強化するなど、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け取組を進めます。

３．地域生活支援拠点が有する機能の充実

「地域生活支援拠点等」について、国は、各市町村または各圏域に少なくとも１つ以上地域生活支援拠点等を確保するとともに、その運用について、年1回以上検証・検討する機会を設定することを目標に掲げています。

本市では、令和2年度において、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、様々な支援を切れ目なく提供するネットワークである地域生活支援拠点等の整備を表明しました。

今後は、基幹相談支援センターが地域生活支援拠点コーディネーターとなり、緊急時の対応を行ったり、不足する支援機能について検討を行うなど、ネットワークの充実・発展に努めます。

また、「鳴門市地域自立支援協議会」において、地域生活支援拠点等の支援機能の運用状況について検証・検討を行い、状況に即したネットワークになるよう随時見直しを図ります。

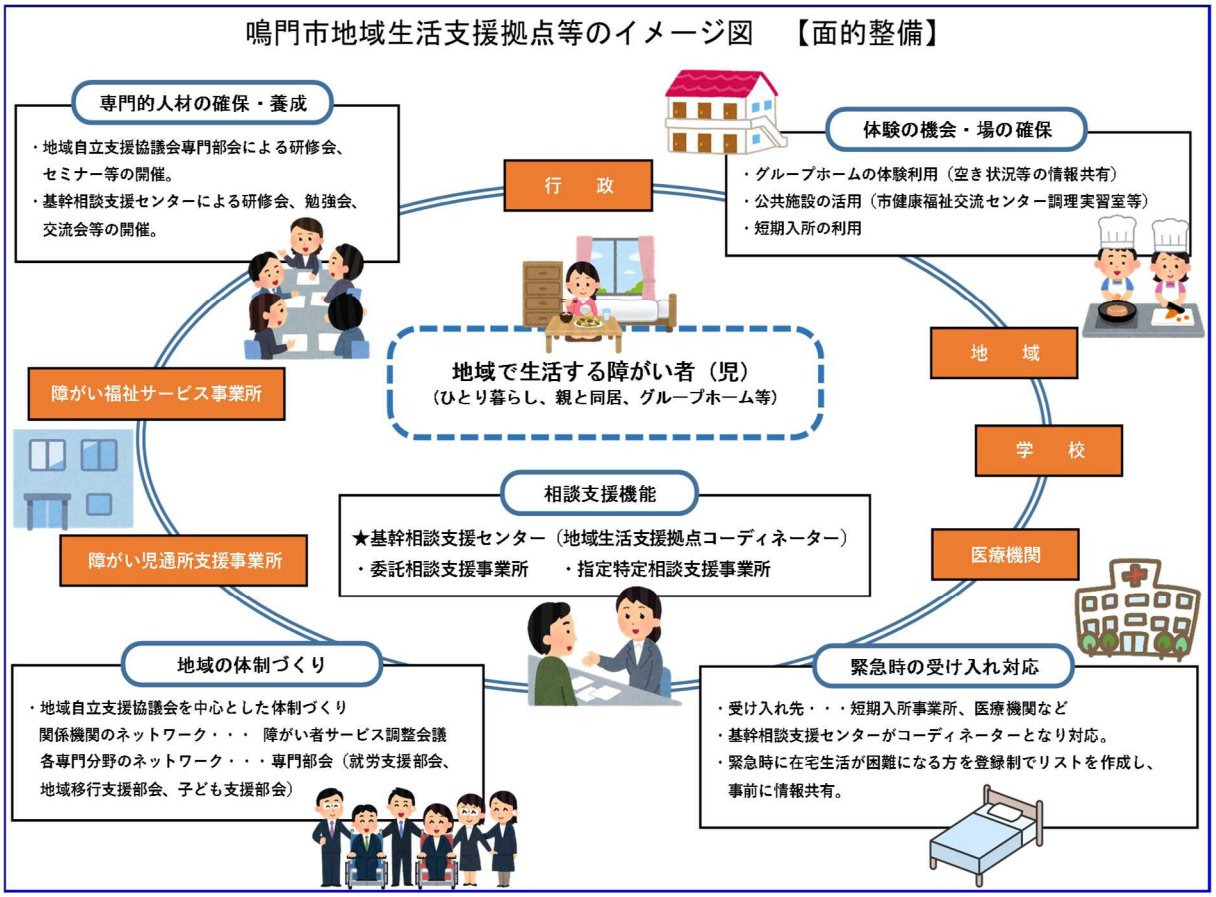

４．福祉施設から一般就労への移行等

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は、「年間一般就労移行者数が令和元年度の1.27倍以上になること」を目標としており、本市では、目標を14人と設定します。その内訳として、就労移行支援事業所からの一般就労への移行を10人、就労継続支援Ａ型からの一般就労への移行を3人、就労継続支援Ｂ型からの一般就労への移行を1人とそれぞれ目標を設定します。

また、国は、「令和５年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、７割が就労定着支援事業を利用すること」を目標としており、本市では、目標を12人と設定します。

このほか、国は、「令和５年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすること」を目標として設定しており、本市では、現在本市に所在する事業所1か所において、この目標を達成することをめざします。

これらの目標を達成するために、本市では、「鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会」の活動を通して、障がい者が意欲を持って一般就労に向かうための環境整備や必要な支援体制の構築、サービスの質の向上を図ります。

■福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加■

項　　目	数　値	設定の考え方
基準値 （一般就労移行者数）	11 人	令和元年度の一般就労への移行者数
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	14 人 1.27 倍	令和５年度末時点の一般就労への移行者数
うち、就労移行支援事業	10 人	令和５年度末時点の一般就労への移行者数
うち、就労継続支援Ａ型事業	３ 人	令和５年度末時点の一般就労への移行者数
うち、就労継続支援Ｂ型事業	１ 人	令和５年度末時点の一般就労への移行者数

■就労定着支援事業の利用者数■

項　　目	数　値	設定の考え方
基準値 （一般就労移行者数）	14 人	令和５年度における一般就労移行者
目標値 （就労定着支援事業利用者数）	12 人 8.6 割	令和５年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者

■就労定着支援事業の就労定着率■

項　　目	数　値	設定の考え方
基準値 （就労定着支援事業所数）	１か所	令和５年度末就労定着支援事業所
目標値 （就労移行事業所数）	１か所	就労定着率８割以上の就労定着支援事業所

５．相談支援体制の充実・強化等

「相談支援体制の充実・強化等」について、国は、「令和５年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること」を目標に掲げています。

本市では、基幹相談支援センターを地域の相談支援の拠点として、総合的・専門的相談を実施するとともに、相談支援者を対象とした研修会・勉強会等を定期的に開催するなど人材育成も行うことで、地域全体の相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、地域において少人数で相談支援を行っている事業所があることから、相談支援事業所相互の連携を強化し、相談支援者が孤立しないよう情報共有が円滑に行える体制づくりに努めます。

６．障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、国は「令和５年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること」を目標に掲げています。

本市では、「鳴門市地域自立支援協議会障がい者サービス調整会議」等を活用し、障がい福祉サービス事業所等が定期的に情報共有できる仕組みづくりを進めます。

また、同系統のサービス事業所のスタッフが集まる意見交換会等を開催し、サービス提供等における課題解決につなげることができる機会の提供に努めます。

このほか、県等が実施する福祉サービスや権利擁護に関する研修会に市からも積極的に参加するとともに、研修内容を事業所等にフィードバックするよう努めます。

第４章　サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

１．サービスの種類

障害者総合支援法に基づき、「障がい福祉サービス」及び「地域生活支援事業」について、次のサービスを提供します。

（１）障がい福祉サービス

サービス名	
① 訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援
② 日中活動系サービス	ア 生活介護・療養介護・短期入所（福祉型・医療型）
	イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	ウ 就労移行支援・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
	エ 就労定着支援
③ 居住系サービス	ア 共同生活援助・施設入所支援
	イ 自立生活援助
④ 相談支援	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

（２）地域生活支援事業

事業名
① 理解促進研修・啓発事業
② 自発的活動支援事業
③ 相談支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
⑤ 意思疎通支援事業
⑥ 手話奉仕員養成研修事業
⑦ 日常生活用具給付等事業
⑧ 移動支援事業
⑨ 地域活動支援センター

２．障がい福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策

（１）訪問系サービス

〔サービス内容〕

訪問系サービスとして、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」を提供します。サービス内容は表のとおりです。

■訪問系サービスの内容■

サービス名	主なサービス内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者で、常に介護を必要とする者に、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、外出時における移動中の介護など総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者等で、常に介護を必要とする者に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護その他の援助を行います。
重度障がい者等包括支援	重度の障がい者等に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

〔事業量見込み〕

■訪問系サービスの事業量見込み（１月あたりの利用）■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用実人数	124	127	130
利用延時間	2,196	2,282	2,369

〔提供体制の確保策〕

訪問系サービスは、障がい者の高齢化や障がいの重症化に伴い、今後も利用の増加が想定されます。

継続的に、サービスの質・量を確保するため、県や近隣市町、他機関と連携し、事業所が情報を共有できる場の設定、研修会の実施やその受講支援などを通して、支援者のスキルアップを図るとともに、既存事業所のサービス提供体制の充実に努めます。

特に、訪問系サービス事業所への支援策として、事業所スタッフがサービス提供時や事業所の運営事務上の悩みを共有し、課題解決に向けて話し合いができる機会の提供を検討します。

（２）日中活動系サービス

ア　生活介護・療養介護・短期入所（福祉型・医療型）

〔サービス内容〕

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」のサービスを提供します。サービス内容は表のとおりです。

生活介護は、市内7か所の事業所のほか、広域的に利用されています。療養介護は、県内３か所で実施されており、市内の障がい者20人が利用しています。短期入所（ショートステイ）は、「福祉型」と医療的ケアが必要な障がい者等を対象とした「医療型」があり、市内には「福祉型」が6か所（定員11人分＋空床利用１か所）あります。

■生活介護・療養介護・短期入所の内容■

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常に介護などの支援が必要な者 ①障がい支援区分３（障がい者支援施設入所の場合は区分４）以上の者 ②年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分２（障がい者支援施設に入所する場合は区分３）以上の者	主として昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者 ①ＡＬＳ患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障がい支援区分６の者 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障がい支援区分５以上の者	主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の援助や療養介護医療を提供します。
短期入所	①障がい支援区分１以上の障がい者 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障がい児	居宅においてその介護を行う者の病気やその他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設などに短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

■生活介護・療養介護の事業量見込み（１月あたりの利用）■

サービス名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	利用実人数	156	157	158
	利用延日数	3,120	3,140	3,160
療養介護	利用実人数	20	20	20

■短期入所の事業量見込み（１月あたりの利用）■

サービス名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（福祉型）	利用実人数	22	22	22
	利用延日数	88	88	88
短期入所（医療型）	利用実人数	3	3	3
	利用延日数	9	9	9

〔提供体制の確保策〕

特別支援学校高等部卒業生や重症心身障がい児等の受け入れについて、需要の拡大にあわせ、県と連携し新規事業所の参入を促すとともに、既存事業所の定員増加などをはたらきかけ、さらなる受け入れ体制の確保に努めます。

また、地域生活支援拠点の機能強化の観点から、緊急時における一時的な居場所として、円滑に短期入所等のサービスが利用できるよう、指定施設等と連携し仕組みづくりを進めます。

イ　自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、地域生活への移行を図るために必要な身体的リハビリテーションや、生活能力の維持・向上などの支援を行うサービスです。サービス内容は表のとおりです。

自立訓練のうち機能訓練は、県内では阿波市内の１事業所のみで実施されており、生活訓練は、市内に１か所の事業所があるほか、近隣市町にも事業所があります。

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）の内容■

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設・病院を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②特別支援学校卒業生で、地域で生活する上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者	身体障がい者、難病等対象者について、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通わせたり、居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言などの支援を行います。 標準利用期間：1年6カ月間
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設・病院を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②特別支援学校卒業生、継続した通院により症状が安定している者などで、地域で生活する上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者	知的障がい、精神障がいのある障がい者について、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通わせたり、居宅を訪問して入浴、排せつ、食事など自立した日常生活に必要な訓練、生活に関する相談・助言などの支援を行います。 標準利用期間：2年間（長期入院していた場合などは3年間）

〔事業量見込み〕

■自立訓練の事業量見込み（１月あたりの利用）■

サービス名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練 （機能訓練）	利用実人数	1	0	0
	利用延日数	22	0	0
自立訓練 （生活訓練）	利用実人数	11	13	15
	利用延日数	253	299	345

〔提供体制の確保策〕

県と連携し必要に応じて既存施設の定員増加など受け入れ体制の充実に努めるとともに、各事業所でのきめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。

また、精神科病院等から退院した人が安定して地域での生活を継続するために、実際に地域での生活を開始した際に生じる課題や悩みを解決するための支援の一つとして、通所または訪問型の自立訓練（生活訓練）の積極的な活用を進めます。

ウ　就労移行支援・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

〔サービス内容〕

「就労移行支援」、「就労継続支援Ｂ型」は雇用契約に基づかないサービスで、「就労継続支援Ａ型」は雇用契約に基づくサービスです。サービス内容は表のとおりです。

また、「就労移行支援」は職場体験や求職活動の支援など、一般就労に向けた支援をより強化したサービスで、標準利用期間は2年となっています。本市では、利用者が3年目の利用を希望した場合には、「鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会」において2年間の支援の振り返りや今後の支援内容について確認を行うなど、地域の就労支援関係者が連携・協力して就労につなげていく取組を実施しています。

市内においては、4か所の事業所が「就労移行支援」を、3か所の事業所が「就労継続支援Ａ型」を、5か所の事業所が「就労継続支援Ｂ型」を実施しています。

■就労移行支援・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の内容■

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
就労移行支援	就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識や技術の習得、就労先の紹介、その他の支援が必要な６５歳未満の者	生産活動、職場体験などの機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のために必要な相談などの支援を行います。

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
就労継続支援 Ａ型	企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な６５歳未満の者 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援 Ｂ型	①就労経験がある者で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②５０歳に達している者または障がい基礎年金１級受給者 ③①・②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面の課題等の把握が行われている者	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

〔事業量見込み〕

■就労移行支援・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の事業量見込み■

（１月あたりの利用）

サービス名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援	利用実人数	20	20	14
	利用延日数	360	360	252
就労継続支援 Ａ型	利用実人数	41	42	43
	利用延日数	697	714	731
就労継続支援 Ｂ型	利用実人数	133	135	137
	利用延日数	1,995	2,025	2,055

〔提供体制の確保策〕

障がい者の働く意欲の継続への支援、障がい特性に応じた業務内容や人間関係への配慮などの就労環境整備及び、市民への理解を促すための啓発活動に取組みます。

就労支援に関する事例検討や情報共有、研修会の開催などを通して、支援者のスキルアップ、各事業所で提供されるサービスの充実を促していきます。また、「鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会」の活動を中心に、障がい者雇用に関する企業見学の受け入れや模擬面接会への企業の参加要請、実習先・雇用先の開拓を行うとともに、ハローワークなど関係機関と就労支援事業所の連携強化を図ります。

さらに、「鳴門市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、公共施設での授産製品販売の促進、市からの業務委託の拡大などに努めるとともに、対面販売実習の場の提供を進めることにより、サービス利用者に支払われる工賃の向上や施設外での実習機会の拡大に努めます。

エ　就労定着支援

〔サービス内容〕

「就労定着支援」は、一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。

〔事業量見込み〕

■就労定着支援の事業量見込み（１月あたりの利用）■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用実人数	８	11	12

〔提供体制の確保策〕

就労定着支援は一般就労に移行した障がい者が確実に職に定着するために必要な支援であることから、引き続き、市内の就労移行支援事業所を中心に、サービスの実施をはたらきかけていきます。

（３）居住系サービス

ア　共同生活援助・施設入所支援

〔サービス内容〕

「共同生活援助」は市内3か所の法人等が開設しています。「施設入所支援」については、市内に4か所の障がい者支援施設があり、広域的に利用されています。サービス内容は表のとおりです。

■共同生活援助・施設入所支援の内容■

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
共同生活援助	障がい者（身体障がい者は、６５歳未満の者または 65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス等を利用したことがある者に限る。）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	①生活介護を受けている者で障がい支援区分４（50 歳以上は区分３）以上の者 ②自立訓練または就労移行支援を受けている者で、入所させながら訓練を実施することが必要・効果的であると認められる者 ③生活介護を受けている者で、障がい支援区分４（50 歳以上は区分３）より低い者のうち、市が利用の必要性を認めた者 ④就労継続支援Ｂ型を受けている者のうち、市が利用の必要性を認めた者	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

〔事業量見込み〕

■共同生活援助・施設入所支援の事業量見込み（１月あたりの利用実人数）■

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助	55	56	57
施設入所支援	98	97	95

〔提供体制の確保策〕

共同生活援助については、施設入所支援利用者や長期入院者の地域移行などによる利用の伸びが想定されるため、県と連携し、既存事業所の定員の増加や新規事業所の参入を促進するなど提供体制の充実に努めます。

施設入所支援については、支援者間で情報共有を密にすることにより、入所状況など、入所希望者に必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。

さらに、施設職員による入所者等への虐待を防止するため、障がい者虐待に対する正しい知識や万が一発生した場合の適切な対応について、研修できる機会を設けます。

イ　自立生活援助

〔サービス内容〕

「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

〔事業量見込み〕

■自立生活援助の事業量見込み（１月あたりの利用）■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用実人数	0	1	2

〔提供体制の確保策〕

自立生活援助については、相談支援事業所などを中心に、当該事業への新規参入を積極的に促進していきます。

また、他自治体の先進事例を参考に、効果的なサービスの利用について研究を進めます。

（４）相談支援

〔サービス内容〕

相談支援は、相談内容によって「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」に区分されます。サービス内容は表のとおりです。

このほか、地域生活支援事業の「相談支援事業」、障がい者自身が相談員となり当事者の立場から相談を行う「障がい者相談員事業」及び「ピアカウンセリング事業」を実施しています。

■相談支援の内容■

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する（利用を希望する）障がい者	サービス等利用計画の作成 基本相談支援（通常の相談）
地域移行支援	① 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している障がい者 ② 精神科病院に入院している精神障がい者	住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身であったり、家族と同居している障がい者であっても、家族が障がいや病気などのため、緊急時の支援が見込めない状況にある者	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

■相談支援の事業量見込み（１月あたりの利用実人数）■

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	93	101	109
地域移行支援	2	2	2
地域定着支援	1	2	2

※計画相談支援には、サービス等利用計画の作成のほか、定期的に行うモニタリングの実施状況も踏まえて、事業量を見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

市民への相談内容に応じた相談先の紹介や、さらにわかりやすい障がい福祉サービスなどの周知に努めます。各相談先における相談の充実のため、「鳴門市地域自立支援協議会」の取組をとおし、相談支援の事例共有や関係機関との連携強化により、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

計画相談支援は、利用者一人ひとりに対してより細やかな支援が提供できるよう、県と連携し、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援については、在宅生活を支援するサービスの充実と、サービス利用などのきめ細かな相談支援により、民間アパートや公営住宅などの一般住宅への移行を促進し、自立生活へ支援していきます。本人及びその家族や施設職員に対する理解を深める取組を進めるとともに、「鳴門市地域自立支援協議会地域移行支援部会」の取組を中心として、医療など関係機関及び相談支援事業所との連携体制の強化やピアサポートの活用を促進します。

また、基幹相談支援センターにおいて、市内の特定相談支援事業所や委託相談支援事業所を対象とした定期的な研修会を開催するなど、相談支援者等のスキルアップを図ります。

３．地域生活支援事業の事業量見込みと提供体制の確保策

（１）理解促進研修・啓発事業

〔事業内容〕

理解促進研修・啓発事業は、障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民や学校などで、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

〔事業見込み〕

■理解促進研修・啓発事業の事業見込み■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

障がい者等に対する地域住民などへの理解促進を図るため、研修会の開催や地域イベントなどでのパネル掲示、パンフレット配布などを行い、ノーマライゼーションの普及啓発に努めます。

（２）自発的活動支援事業

〔事業内容〕

自発的活動支援事業は、障がい者等、その家族や地域住民などが協力して地域で自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援する事業です。

〔事業見込み〕

■自発的活動支援事業の事業見込み■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

障がい者団体や各種ボランティア団体との連携のもと、活動の質の向上に努めながら、引き続き実施していきます。

（３）相談支援事業

〔事業内容〕

相談支援事業は、障がい者、家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

〔事業見込み〕

■相談支援事業の事業見込み■

事業名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障がい者相談支援事業（一般相談）	実施箇所数	３か所	３か所	３か所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

既存の相談支援機関が連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、県などと連携しながら、相談支援専門員の育成などに努めます。

また、関係機関による地域課題の共有により、地域の障がい者支援体制の整備に取組む「鳴門市地域自立支援協議会」の活動を強化していきます。

さらに、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談業務を実施するとともに、相談支援機能の強化、人材育成、権利擁護等の取組を進めます。

（４）成年後見制度

〔事業内容〕

成年後見制度利用支援事業は、自分で十分な判断ができない人の財産管理や福祉サービス契約などについて、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行ったり、費用負担が困難な人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う事業です。

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体などに対し、研修や組織体制の構築、適正な活動の実施などを支援する事業です。

〔事業見込み〕

■成年後見関連事業の事業見込み■

事業名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	年間利用実人数	３	４	５
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

障がい者等の権利擁護に資するため、関係機関との連携強化と事業内容の周知に努めます。

また、令和３年度より市社会福祉協議会での法人後見が開始することを受け、事業が円滑に運営されるよう、必要な連携、協力を行います。

（成年後見制度の利用を促進するために）

地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結びつけるためには、地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家などが連携して対応する必要があります。

本市では、支援が必要な人を身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が、「チーム」として連携し、地域で見守り、支援するとともに、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するための法律・福祉の専門職団体や関係機関からなる「協議会」の構築を進めます。

また、地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる、中核機関の令和５年度の設置に向け検討を進めます。

■地域連携ネットワーク■

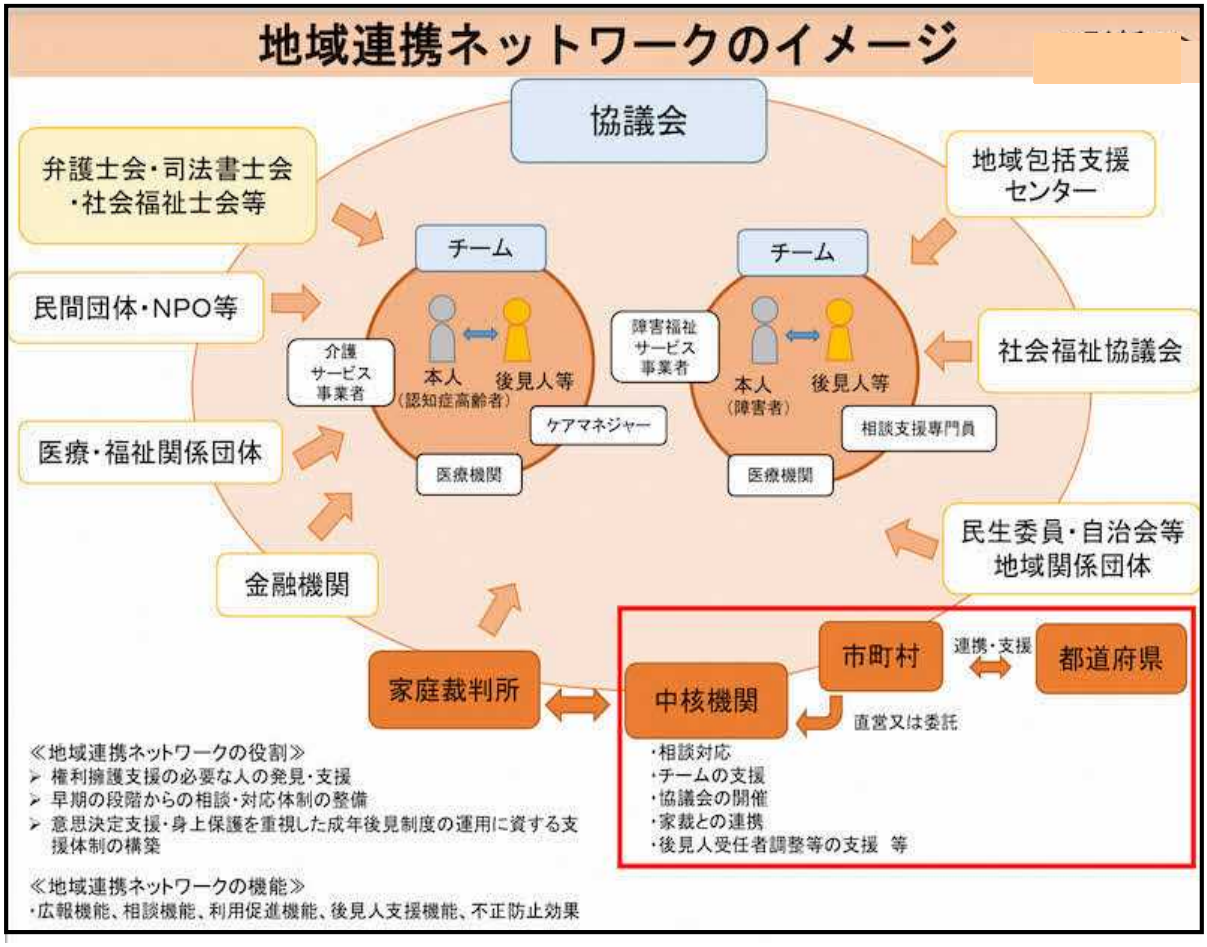

資料出典：内閣府

（５）意思疎通支援事業

〔事業内容〕

意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員（代読・代筆者を含む）等を派遣する事業です。また、手話通訳者を市に設置する事業もあります。

〔事業見込み〕

■意思疎通支援事業の事業見込み■

事業名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、代読・代筆者等の派遣	年間利用実人数	35	35	35
手話通訳者の設置	実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

利用者の高齢化及び医療機関の受診や相談機関の対応など、１回のサービス利用時間が長くなる傾向があります。意思疎通支援従事者の安定した確保を図るため、県や意思疎通支援従事者の育成を担う機関、ボランティア団体などと連携し、専門職の育成・登録を促進します。

さらに、意思疎通支援従事者の育成の一環として奉仕員の充実をめざし、手話奉仕員養成研修及びスキルアップ研修を引き続き行います。養成研修受講の募集については、地域への広報に加え、本市職員や支援機関の職員などへも周知し、研修受講者の増加を図ります。

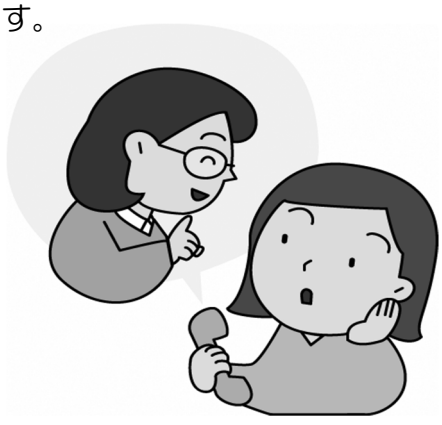

（６）手話奉仕員養成研修事業

〔事業内容〕

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者との交流の促進や広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修及びスキルアップ研修を行う事業です。

〔事業見込み〕

■手話奉仕員養成研修事業の事業見込み■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業修了者数	5	-	10

※国の養成カリキュラムに基づき2年間で研修を行うため、奇数年度に修了する。

〔提供体制の確保策〕

意思疎通支援従事者の安定した確保を図るため、県や意思疎通支援従事者の育成などを担う機関、ボランティア団体などと連携し、専門職の育成・登録を促進していきます。

（７）日常生活用具給付等事業

〔事業内容〕

重度の身体・知的・精神障がい者等の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しています。

■日常生活用具給付等事業の内容■

種類	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。

種類	内容例
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
住宅改修費	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

〔事業見込み〕

■日常生活用具給付等事業の事業見込み■

種類	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具	年間延件数	3	3	3
自立生活支援用具	年間延件数	8	8	8
在宅療養等支援用具	年間延件数	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	年間延件数	15	15	15
排泄管理支援用具	年間延件数	1,790	1,850	1,910
住宅改修費	年間延件数	2	2	2
人工内耳用電池	年間延件数	1	1	1
人工内耳用音声信号処理装置	年間延件数	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

（８）移動支援事業

〔事業内容〕

移動支援事業は、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の５つの訪問系サービスでの移動介護の対象とならない場合について、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援する事業です。

本市では、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援である「個別支援型」と、必要に応じて特殊車両の運行による「車両移送型」を実施しています。

〔事業見込み〕

■移動支援事業の事業見込み■

事業名	項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業（個別支援型）	年間利用実人数	37	38	39
	年間利用延時間	2,960	3,040	3,120
移動支援事業（車両移送型）	年間利用実人数	17	18	19
	年間利用延時間	1,020	1,080	1,140

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の充実に努めます。

（９）地域活動支援センター事業

〔事業内容〕

地域活動支援センターは、主に就労が難しい障がい者に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。本市では、３か所の事業所に地域活動支援センターとして委託しています。

〔事業見込み〕

■地域活動支援センターの事業見込み■

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
事業所数	３	３	３
年間利用実人数	100	100	100

〔提供体制の確保策〕

日中活動は、生活リズムを整え、創作・生産活動への参加や支援者・利用者との交流など日常的な体験を、意欲の向上及び生活のハリを保つことにつながるため、相談支援専門員など関係機関と連携しながら、より対象者に応じた支援が提供されるよう情報提供や各種支援に取組みます。

第３編

第２期鳴門市障がい児福祉計画

第１章　第１期鳴門市障がい児福祉計画の達成状況

第１期鳴門市障がい児福祉計画で設定した成果目標と活動指標の達成状況は次のとおりです。

１．成果目標の達成状況

成果目標の達成状況は次のとおりです。（令和２年度実績は、９月末の実績です。）

（１）児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

本市では、障がい児支援の中核となる「児童発達支援センター」について、平成30年度末までに１か所設置を目標とし、現在、市内に１か所、障がい保健福祉圏域に７か所センターがあり、これらと連携し、重層的な支援体制の整備に取組んでいます。

（２）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障がい児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障がい特性に応じた環境調整や関わり方、集団へのはたらきかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

「保育所等訪問支援」については、第１期計画時点において、市内に１か所サービス提供事業所があり、障がい児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障がい特性に応じた環境調整や関わり方、集団へのはたらきかけなど集団生活適応のための専門的支援を行っています。

（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所」について、市内には、令和２年度時点で実施事業所はありませんが、障がい保健福祉圏域には、12か所あり、児童発達支援、放課後等デイサービスの両方を実施している事業所がうち9か所です。

（４）医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児支援については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための「医療的ケア児支援の協議の場」の設置を目標にしており、平成30年度に設置した「鳴門市地域自立支援協議会子ども支援部会」において、医療的ケア児の支援についても積極的に協議を行うことにより、目標を達成しました。

２．活動指標の達成状況

障がい児支援では、ほぼすべてのサービスにおいて、見込み量を大きく上回っています。定期健診等により支援が必要な子どもを早期発見し、早い段階で支援につなげることができていることが要因の一つと考えられます。

今後については、引き続き、早期発見・早期支援のために関係者間の連携強化、個々の発達段階において適切な療育・支援を受けられるようサービスの質の向上が求められます。

		（１月あたり）	第４期鳴門市障がい福祉計画	第１期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
児童発達支援	利用実人数	見込み量	89	109	112	115
		実績	114	114	116	―
		実績／見込み量	128.1%	104.6%	103.6%	―
	利用延日数	見込み量	353	496	510	524
		実績	556	596	655	―
		実績／見込み量	157.5%	120.2%	128.4%	―
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数	見込み量	―	2	2	2
		実績	0	0	0	―
		実績／見込み量	―	0.0%	0.0%	―
	利用延日数	見込み量		10	10	10
		実績	0	0	0	―
		実績／見込み量	―	0.0%	0.0%	―

		（1月あたり）	第４期鳴門市障がい福祉計画	第１期計画		
サービス名	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
放課後等デイサービス	利用実人数	見込み量	123	127	129	131
		実績	120	131	144	
		実績／見込み量	97.6%	103.1%	111.6%	－
	利用延日数	見込み量	884	1,205	1,224	1,243
		実績	1,114	1199	1274	－
		実績／見込み量	126.0%	99.5%	104.1%	－
保育所等訪問支援	利用実人数	見込み量	27	38	41	44
		実績	42	50	47	－
		実績／見込み量	155.6%	131.6%	114.6%	－
	利用延日数（年間）	見込み量	108	66	71	76
		実績	90	145	131	－
		実績／見込み量	83.3%	219.7%	184.5%	－
障がい児相談支援	利用延日数	見込み量	17	19	20	20
		実績	19	21	22	－
		実績／見込み量	111.8%	110.5%	110.0%	－

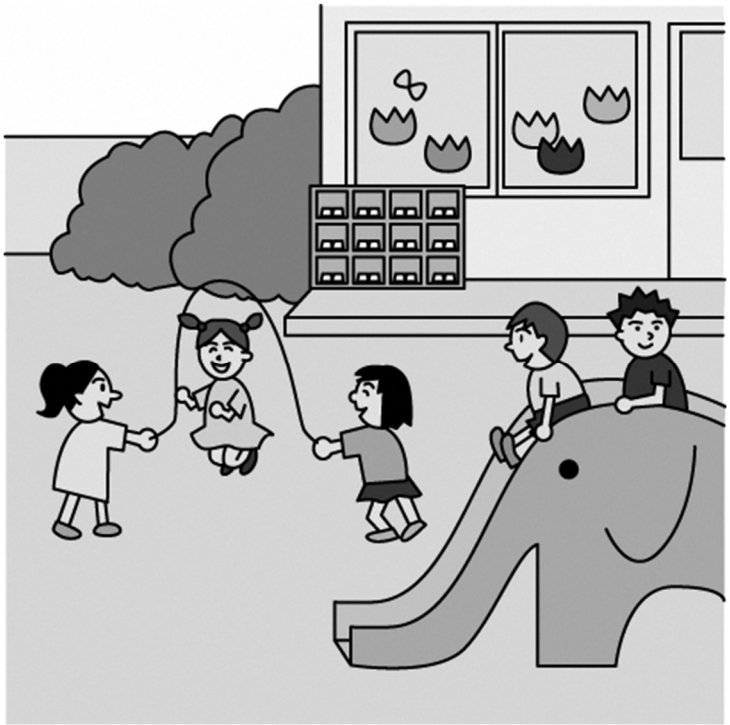

第２章　第２期鳴門市障がい児福祉計画の基本目標

現行の鳴門市障がい者計画の基本理念等を踏まえつつ、国の基本指針に基づき、次のように基本目標を設定します。

◆ 障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。

◆ 障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援などの充実を図ります。

◆ 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

◆ 障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにすることで、障がいのあるなしにかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

◆ 医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

◆ サービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい児等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、本市の整備の在り方を障がい福祉計画等に位置付け、計画的に推進します。

第３章　第２期鳴門市障がい児福祉計画の成果目標

第２期障がい児福祉計画の計画終了年度である令和５年度に向けて、次の成果目標を掲げその達成に向けた施策を推進します。

１．児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

「児童発達支援センター」は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

国は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標に掲げており、あわせて、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標に掲げています。

本市では、令和２年度現在、市内において児童発達支援センター１か所が事業を行っており、同センターにて保育所等訪問支援も実施しています。引き続き、同センターを中心に、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、保育所等訪問支援の実施にあたっては、子どもいきいき課及び教育委員会等と連携し、保育現場や教育現場等に対して事業に係る周知を図り、連携しやすい環境づくりに努めます。

２．主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所」について、国は、令和５年度末までに、各市町村に少なくとも１か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

市内には、令和２年度時点で実施事業所はありませんが、障がい保健福祉圏域には、１２か所あり、児童発達支援、放課後等デイサービスの両方を実施している事業所が９か所です。

３．医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標に掲げています。

本市では、「鳴門市地域自立支援協議会子ども支援部会」を設置し、医療的ケア児をはじめとする障がい児を取り巻く諸課題について適宜協議を行っており、引き続き同部会活動を通じて関係者間の連携強化を図ります。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、市単独で諸課題に対応することが困難であることを踏まえ、県と協力して、圏域単位での設置をめざします。

第４章　サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

１．障がい児への福祉サービスについて

障がい児が健やかに成長できるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスを提供します。

ただし、障害者総合支援法によるサービスについては、第２編「第６期鳴門市障がい福祉計画」に障がい児分を含んでいること、障がい児入所支援については、県事業であることから、第２期障がい児福祉計画では、障がい児通所支援及び障がい児相談支援に関する見込みと提供体制の確保策について定めます。

２．障がい児通所支援

障がい児通所支援は、就学前児童を対象とした「児童発達支援」と就学児童を対象とした「放課後等デイサービス」に区分されます。児童発達支援には、肢体不自由の児童を対象とした「医療型児童発達支援」があり、平成30年度からは外出することが困難な重症心身障がい児などを対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が制度化されています。

また、地域や教育施設での集団生活への適応のため、療育の支援者が保育所や幼稚園などの障がい児が集団生活を営む施設に訪問し支援する「保育所等訪問支援」があります。

児童発達支援事業所は市内に５か所あり、いずれも放課後等デイサービス事業所を兼ねています。うち、１か所が児童発達支援センターであり「保育所等訪問支援」も実施しています。このほか、市外の事業所も複数、利用されています。

なお、医療型児童発達支援については、医療型児童発達支援センターが県内に存在しないことから、令和２年度時点では事業は実施されていない状態です。

■障がい児通所支援の内容■

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
児童発達支援	身体、知的、精神、発達、その他障がいのある児童 ※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体（肢体不自由）障がい児	児童発達支援及び治療を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児で、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児 ※ 生活介護を利用できる場合などを除き、満20歳まで継続可能	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所など集団生活を営む施設に通う障がい児、発達障がい児、その他「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断した児童	障がい児が集団生活を営む施設へ訪問し、集団生活への適応のため、障がい児本人及び訪問先施設のスタッフに専門的な支援を行います。 ※ 訪問先は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など

■児童発達支援、放課後等デイサービスの事業量見込み（１月あたりの利用）■

サービス名	項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	利用実人数	117	119	121
	利用延日数	819	833	847
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数	2	2	2
	利用延日数	10	10	10
放課後等デイサービス	利用実人数	161	166	171
	利用延日数	1449	1494	1539

■保育所等訪問支援の事業量見込み（年間）■

項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用実人数	50	55	60
利用延日数	200	220	240

〔提供体制の確保策〕

障がい児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、個々の発達状況や障がい特性に応じたきめ細やかな支援を必要とすることから、さらなる専門性の向上に向けて研修会の開催などに取組みます。

障がい児支援の基本的事項や専門性の確保などを定めた「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」の利用促進を通して、各事業所の安定的な運営と支援の維持・向上を図ります。

また、保健、保育及び教育等の関係機関や専門機関、サービス事業所等との連携を強化し、障がい児や保護者に対し、療育に関する相談や指導の充実に努めます。

さらに、就園・就学時に各機関での支援が継続され、障がい児が一貫した支援を受けられるよう、保健、保育、教育及び障がい福祉各分野間の連携強化に努めます。

保育所等訪問支援については、訪問支援への理解を深めるため児童の利用する保育・教育機関へはたらきかけ、療育と保育・教育の一層の連携を図り、保育所等訪　問支援の強化を通して、保育、教育など、それぞれの育ちの場で障がいのある子もない子もともに育つ地域社会への参加・包容の推進に努めます。

３．障がい児相談支援

障がい児相談支援は、児童の心身や生活の状況、保護者の意向などを考慮して障がい児支援利用計画を作成し、関係者との連絡調整を行いながら障がい児通所支援の利用への援助を行うなど、中心的な役割を担っています。

■障がい児相談支援の事業量見込み（１月あたりの利用）■

項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用実人数	45	52	59

※障がい児支援利用計画の作成のほか、定期的に行うモニタリングの実施状況も踏まえて、事業量を見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

障がい児通所支援のほか、各種障がい福祉サービスなど、さらにわかりやすい制度の周知に努めます。

各相談先における相談の充実のため、「鳴門市地域自立支援協議会」において、相談事例の共有など障がい児支援に関する取組を強化するとともに、保健、保育、教育機関、障がい児通所支援事業所及び障がい福祉サービス事業所などと連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

また、相談支援専門員等が各分野間の連携の核としての役割を十分に担えるよう、県などと協力し人材育成やサービスの質の向上に努めます。

第４編

計画推進に向けて

第１章　計画の推進体制

１．地域福祉からの推進

障がい児者が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、市民自身、地域住民をはじめ、地域での福祉活動の中心である民生委員・児童委員やボランティア団体など、「自助」「互助」「共助」「公助」などの地域福祉からの見守り、気づきを通じた支え合いについて一層の充実を図ります。そのことを通して、今後の「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

２．円滑なサービスの実施

障がい福祉サービス等の制度について、様々な媒体や機会を活用し、市民へ周知するとともに、民生委員・児童委員、ボランティア団体など地域の支援者と連携し、円滑なサービス利用につながるよう取組みます。

県や近隣市町、関係機関と連携し、保健・医療・福祉など障がい者支援に関わる各種資格者や専門従事者の計画的な養成と確保に努めます。

また、福祉サービス事業所や保育・教育・就労機関など分野や組織を超えた合同研修会を通して、連携することにより、事業の円滑な実施を促進します。

３．施策推進のための体制強化

保健、教育、高齢福祉部門など庁内関係部署と横断的な連携のもと、計画を推進します。また、各ライフステージに応じた関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体等地域の支援者とともに乳幼児期から高齢期に至るまで継続的な支援が提供できるよう連携体制の強化に努めます。

障がい児者支援に関する地域課題の検討や地域ネットワークの構築を図る「鳴門市地域自立支援協議会」について、基幹相談支援センターを中心に一層の充実を図ります。

さらに、障がい児者施策は障がい福祉サービスの利用や特別支援学校への通学など、広域で充実させていくことが重要であることから、県や近隣の自立支援協議会とも連携しながら取組みます。

４．安心・安全なくらしの確保

地震や風水害をはじめとした災害発生時において、障がい者が安心・安全に生活できるように、情報提供体制の確保、市民相互における支援体制づくりなど、きめの細かい支援体制の構築に取組みます。

さらに、インフルエンザや昨今の新型コロナウイルスなどの感染症拡大に備え、日ごろより感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、感染症拡大時においては、障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるように、相談支援を中心とした見守り体制の強化や事業所支援を通したサービスの提供体制の維持に努めます。

第２章　計画の適切な評価・見直し

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携しながら、着実に取組を進めていくことが重要です。

そのため、各計画は PDCA サイクルに基づき進行管理に努め、「鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会」や「鳴門市地域自立支援協議会」等で、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、随時、施策の見直しに努めていきます。

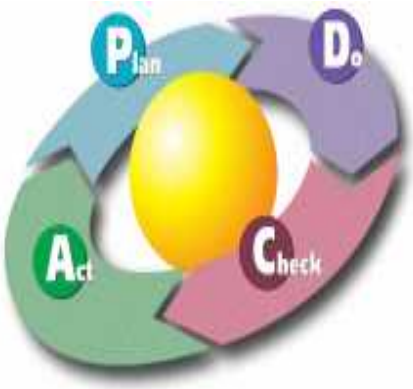

PDCA サイクル

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動など見直しを行う

資料編

１．市内の障がい者支援施設・事業所等

令和2年11月1日現在の市内の障がい者支援施設・事業所等は、次のとおりです。

（１）障がい福祉サービス（訪問系）

事業所名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	所在地
社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会障害福祉サービス事業所	●	●	●		撫養町南浜
第一介護サービス	●	●			撫養町南浜
セントケア鳴門	●	●			撫養町南浜
山びこへるぷケアセンター	●	●	●	●	撫養町斎田
訪問介護センターたなごころ	●	●	●		撫養町斎田
ファミーユ愛	●	●			撫養町木津
ヘルパーステーション大きな木	●	●			撫養町弁財天
有限会社ほほえみ	●		●		撫養町立岩
京訪問介護サービス	●	●	●		里浦町里浦
訪問介護ステーション彩都	●	●			里浦町里浦
ヘルパーステーションもったいない	●	●	●		鳴門町三ツ石
ヘルパーステーションかなた訪問介護事業所	●		●		鳴門町高島
訪問介護事業所ここしあわせ	●		●		瀬戸町明神
たすけ愛ささえ愛 naruto	●	●			瀬戸町堂浦
ヘルパーステーションいろは	●	●	●		大麻町姫田
合同会社 CoCo ヘルパーステーション	●	●	●		大津町矢倉
ホームヘルパーステーションおおあさ	●				大麻町桧
事業所数	17	13	10	0	

（２）障がい福祉サービス（居住系・日中活動系）

	施設入所支援	共同生活援助	自立訓練生活訓練	生活介護	療養介護	短期入所	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	就労定着支援	自立生活援助	所在地
障害者支援施設草の実学園	●			●		●						大麻町板東
板東の丘	●			●		●						大麻町板東
Ｂａｎｄｅ桧	●			●		●			●			大麻町桧
障害者支援施設しあわせの里	●			●		●						大麻町桧
グループホームしおさい		●										鳴門町土佐泊浦 撫養町南浜
グループホームファミリー		●										撫養町小桑島 鳴門町高島 撫養町立岩 撫養町北浜 撫養町南浜
グループホームアベリアの庭		●										大津町吉永
宿泊型自立訓練事業所なぎさ 短期入所事業所なぎさ			●			●						鳴門町土佐泊浦
グッドジョブセンター(GJC)かのん 福祉ホームありの実				●		●	●		●			大麻町東馬詰
地域活動支援センターオリーブの木							●		●			撫養町小桑島
障害者就労センターたなごころ デイサービスセンターたなごころ				●				●				撫養町斎田
障害支援センター　桜				●								里浦町里浦
サポートきらり							●		●	●		撫養町小桑島
就労継続Ａ型事業所 サスケ工房鳴門								●				撫養町大桑島
多機能型支援事業所ジョイナス							●		●			撫養町小桑島
チームカネイ								●				大麻町板東
事業所数	４	３	１	７	０	６	４	３	５	１	０	

（３）相談支援

	事業所数	施設・事業所名	計画相談支援	障がい児相談支	地域相談支援	所在地
基幹相談支援センター	１	鳴門市基幹相談支援センター	－	－	－	撫養町南浜
委託相談支援事業	３	地域活動支援センターオリーブの木	●	●	●	撫養町大桑島
		愛育会地域生活総合支援センター	●	●	●	松茂町
		障がい者生活支援センター凌雲	●	●	●	藍住町
指定特定相談支援事業所	３	地域活動支援センターオリーブの木	●	●	●	撫養町大桑島
		グッドジョブセンター（ＧＪＣ）かのん	●	●		大麻町東馬詰
		多機能型支援事業所ジョイナス	●			撫養町小桑島
事業所数			６	５	４	

（４）障がい児通所支援

	児童発達支援センター	児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	所在地
きりん教室なると	●	●		●	●	撫養町南浜
障害支援センター　桜		●		●		里浦町里浦
障害児通所支援センターたなごころ		●		●		撫養町斎田
児童発達支援事業所たけのこ鳴門		●		●		撫養町小桑島
児童発達支援事業所ぱすてる		●		●		大麻町板東
事業所数	１	５	０	５	１	

（５）圏域内において対応するサービス

東部障がい保健福祉圏域　東部第一サブ障がい保健福祉圏（１０市町村）

・徳島市　・鳴門市　・佐那河内村　・石井町　・神山町　・松茂町

・北島町　・藍住町　・板野町　・上板町

① 行動援護

	所在地		所在地
ホームケアべんり堂　支援センター	徳島市	訪問介護　桃太郎	徳島市
日の出ケアセンター	徳島市	エクラ訪問介護サービス	徳島市
大神子ヘルパーステーション	徳島市	レトロボ	石井町
特定非営利活動法人あいの里	徳島市	ヘルパーステーションあい	藍住町
しあわせサポート	徳島市	ヘルパーステーションここはな	藍住町
ちゃんす	徳島市	アイダックヘルパーステーション	板野町
障がい福祉　ゲンキ丸	徳島市	事業所数	１３

② 療養介護

	所在地
東徳島医療センター	板野町

③ 短期入所（医療型）

	所在地
東徳島医療センター	板野町

④ 自立生活援助

	所在地
愛育会地域生活総合支援センター	松茂町

⑤　居宅訪問型児童発達支援

	所在地
ゆずりは care plus	徳島市
オアシス	徳島市
こどもリハスタジオ　メロディー	藍住町

⑥ 主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービス

	児童発達支援センター	児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	所在地
キッズサポートのぞみ		●		●		徳島市
児童発達支援事業所どりーむキッズ		●		●		徳島市
日の出こすもす		●		●		徳島市
児童デイひこうせん		●		●		徳島市
発達支援センターひなたぼっこ	●	●		●	●	徳島市
児童発達支援センターしろくま	●	●			●	徳島市
児童発達支援事業所いつもすまいる		●				徳島市
ゆずりは care plus		●	●		●	徳島市
ケアセンターれもん		●		●		石井町
とおりゃんせ２		●		●		石井町
ねむのき		●		●		松茂町
こどもリハスタジオ　メロディー		●	●	●		藍住町
事業所数	２	12	２	９	３	

２．策定・評価委員会運営要綱

鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成２５年鳴門市条例第２号）第１１条の規定に基づき、鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、審議に係る最初の会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員長が議長となる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第４条　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第５条　会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉事務所社会福祉課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

３．策定・評価委員会委員名簿

鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会委員名簿

（順不同・敬称略）

区　分	所　属　団　体	役職名	氏　名
学識経験者	徳島文理大学	教　授	島　治伸
医療機関関係者	鳴門市医師会	理　事	今井　幸三
社会福祉関係者	鳴門市民生委員児童委員協議会	会　長	松本　久和子
	社会福祉法人　鳴門市社会福祉協議会	事務局長	榊　孝典
当事者団体	鳴門市手をつなぐ育成会	副会長	玉関　文代
福祉施設関係者	社会福祉法人　アンドーラ グッドジョブセンター（ＧＪＣ）かのん	施設長	森　俊彦
	きりん教室なると	所長	椎野　栄
雇用促進関係者	特定非営利活動法人 JCI テレワーカーズネットワーク	理事長	猪子　和幸
	鳴門公共職業安定所	雇用指導官	本間　康幸
相談支援関係者	鳴門市基幹相談支援センター	管理者	益田　暁子
教育関係者	徳島県立板野支援学校	進路指導課長	葉坂　佳彦
福祉行政関係者	徳島保健所　こころの健康担当	課　長	濱堀　由美
公募市民			前田　雅弘

第６期鳴門市障がい福祉計画及び第２期鳴門市障がい児福祉計画
令和３年３月

○　発　行　：　徳島県鳴門市
○　編　集　：　徳島県鳴門市健康福祉部社会福祉課
〒772－8501　　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
Ｔ　Ｅ　Ｌ　：　088－684－1145　ＦＡＸ　：　088－684―1337
Ｅメール　：　shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp